

* 引き上げ分にかかる消費税収の使途の明確化について

平成26年4月1日に引き上げとなった地方消費税収は、地方消費税交付金として交付され、その引き上げ分については全額を社会保障費の財源として活用しています。引き上げ分の地方消費税交付金を活用した事業は次のとおりです。

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられた社会保障施策経費(令和3年度決算)

(歳入) ・地方消費税交付金(社会保障財源化分) 1.7千万円

(歳出) ・社会保障施策経費 3億2千万円

(単位:千円)

事業名		経費	財源内訳	
			特定財源	一般財源
社会福祉	障害者福祉事業	22,672	16,457	6,215
	高齢者福祉事業	35,883	171	35,712
	児童福祉事業	42,484	10,964	31,520
	母子福祉事業	426	248	178
	小計	101,465	27,840	73,625
社会保険	介護保険事業	52,100	4,141	47,959
	国民健康保険事業	59,828	24,283	35,545
	後期高齢者事業	41,311	13,243	28,068
	小計	153,239	41,667	111,572
保健衛生	保健衛生事業	49,723	2,535	47,188
	予防事業	22,644	4,037	18,607
	小計	72,367	6,572	65,795
合計		327,071	76,079	250,992

* 地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、上記事業の一般財源の一部となっています。